

## 極東貿易株式会社 株主総会議事要旨

日時：2021年6月23日 10時～11時

場所：丸の内北口ビルフクラアジア 16階 B会議室

1. 監査等委員会の監査報告
2. 議長（岡田社長）より事業報告
3. 報告事項に関する質疑応答

（以下は、上記3.におけるストラテジックキャピタル丸木の発言とそれに対する会社側回答のみ記載）

### ① 中期経営計画と株価、プライム市場上場について

（丸木）5月に新中期経営計画を公表していただいた。今期から3期の配当性向を100%とし、その後も減配しない方針を公表していただき、大変嬉しく思う。

新中計公表後、株価は上昇したものの、現在の配当利回りは、今期の一株当たり配当金145円で計算すると昨日時点で約6%と非常に高い。つまり、株価が安いということ。

昨日の株価は2,428円だが、一株当たり純資産3,621円の0.67倍に過ぎない。何とか早く解散価値以上の株価にしてもらいたい。

24/3期には今期の2倍、26/3期には3倍の利益を目標として掲げているのだから、株

価もそれ以上になっておかしくはないと思う。当社の業績回復についてマーケットは信用していないと感じる。是非とも、新中期経営計画の達成をお願いする。

本日選任される取締役も含め、取締役の皆さんにおかれては、この中期経営計画の目標には業績だけではなく、東京証券取引所プライム市場の上場を確かなものにする必要がある。当然、TOPIX 採用銘柄の維持も含まれていると思う。その意味でも、社外取締役を含めた取締役の皆さんも当社の株価は他人ごとではなく「株主の立場で考える」ためにも関心を持っていただきたい。

具体的には、売買代金が日次で平均 2,000 万円を超え、流通株式時価総額が 100 億円を超えることだ。売買代金については、5月の新中計公表以降はこの水準を上回っている。しかし、流通株式時価総額については、我々の計算では微妙である。

そこで質問である。当社として、今月末の移行基準日において、プライム市場の上場維持基準に適合すると判断しているのか。それとも、1次判定では適合しないとされるが、2次判定で例外的な取扱い等の認定を受けられると見込んでいるのか。東京証券取引所と会話して確認しているのかを含め、回答をお願いしたい。

(苫米地常務) 流通時価総額については安全圏であり、売買高も辛うじて1次判定基準を満たすと考えている。東証に確認しているわけではないが、専門家の意見を聞いている。

② 自然環境保護を踏まえた事業ポートフォリオの最適化について

(丸木) 新中期経営計画において「火力発電関連事業から防災・脱炭素ビジネスへシフト」していく取組方針を掲げた。今年 11 日の改定で追加された C G C 原則 3-1③は「プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、(略) 開示の質と量の充実を進めるべきである」という内容だ。当社はプライム市場の上場維持を必達目標とするのだから、そのビジネスシフトによって二酸化炭素排出量はどの程度削減されるのか、又は当社の事業ポートフォリオの中で二酸化炭素排出量の多いビジネスはどの程度減るのか、当社の財務が受ける影響とともに統合報告書等で市場に情報発信していただきたい。

(岡田社長) 石炭火力発電事業からは撤退した。当社グループとしては年間約 500 トンの CO2 を排出しているので、取引先と共に今後削減していきたい。

4. 各議案毎に説明、審議、採決

第 1 号議案：可決

第 2 号議案：以下の審議の後、採決し可決。

③ 招集通知記載の取締役候補の藤野氏の選任理由等について

(丸木) 招集通知 11 ページの、藤野氏を候補者とした理由には「当社経営全般に対し

て、大所高所からの意見、独立した立場からの客観的な意見をいただくため」と記載されている。独立した立場であることは良いのだが、我々は株主として、社外取締役に「大所高所からの意見」など期待していない。無責任な評論家は不要である。一般株主の利益のために、大所高所からではなく、株主の立場に立って具体的、建設的な意見をお願いしたい。

藤野氏については、どのような方が判らないので棄権し、その他の候補は弊社の議決権行使基準により反対する。

### 第3号議案：可決

### 第4号議案：議長が反対意見を述べ、以下の審議の後、採決し否決。

（丸木）株主提案に対する取締役会の反対意見の3点目に「株主提案の監査等委員でない取締役候補者は、大株主である株式会社ストラテジックキャピタルの代表者であり、特定の大株主の利益を優先して具体的な経営判断に介入することに繋がるリスクがあり、上記施策（新中期経営計画のこと）の実現がむしろ困難となるものと判断いたしました」と説明された。

我々は、17%の大株主であり、当社に良くなってもらいたい、株主価値を向上させてもらいたいと、他の株主の誰よりも強く願っていると自負している。

その私が、なぜ、私が新中期経営計画実現の邪魔をすると考えるのか。どのような根拠

で言われているのか、どのような事象を想定しているのか。これを教えていただきたい。

(岡田社長) 例えば、提案株主は次の第6号議案のように今期中に保有株式を売却せよなどと、非常に短期的なリターンを求めている。提案株主の短期的なリターンを求める姿勢が我々の考えと合わないし、中期経営計画達成にプラスにならない。

(丸木) 第6号議案の「今期中に保有株式を売却すべき」という株主提案に言及されたが、第6号議案をよく見て欲しい。我々は、その売却代金を株主価値向上のために使うべきと言っているだけである。事業に使っても良いのである。何故、短期的というのか。何故、特定の大株主の利益だけを狙っていると言うのか。全株主は平等である。事実は「特定の大株主の利益を優先して」とは逆である。我々は、当社株式の東証のプライム市場上場のために、当社の株式の流動性向上、すなわち売買代金増加のための案を、昨年初めから少なくとも3回以上提案した。それは、「大株主としての利益を犠牲にして、当時の低い株価で」、立会外分売などの方法で我々が保有する株式のうち発行済株式総数の3%くらいを売却しても良い、というものだった。この反対意見に書かれている「特定の大株主の利益を優先して」とは真逆のことを、特定の大株主の利益を犠牲にして株主全体が幸せになることを提案したのだ。当社は「検討する」とだけ回答しただけで、結局無視された。

「私が特定の大株主の利益を優先して具体的な経営判断に介入するリスクについて」何

ら具体的・合理的な理由が言えないのならば、これは私に対する悪質な誹謗中傷であり、単なるレッテル貼りである。我々は、当社経営陣とも信頼関係を築いてきたと考えていたが、このような私に対する誹謗中傷は大変残念である。

そこで質問だが、この取締役会の反対意見の原案を作成したアドバイザーまたは弁護士は誰か。そして、このような悪質な誹謗中傷をアドバイスする者に当社から支払った報酬はいくらか。

(岡田社長) 基本的に当社取締役会が判断したことだ。アドバイザーとの契約は本件に限定された契約ではないため回答できない。

(丸木) アドバイザーが誰かは別としても、当社取締役会の意見として公表した以上、丸木に対する誹謗中傷を行った責任は当社の取締役会にある。先ほどの議長の説明はなんの理由にもなっていない。我々が短期的で自分たちだけの利益を求めている等、全くひどい話だ。反対意見を言うのは良いが、丸木に対する変なレッテル貼りは止めて欲しい。フェアではない。招集通知 19 頁第 3 段落を削除していただきたい。

(岡田社長) ご意見として承った。やはり提案株主の短期的な方針と当社の考え方は相入れない。

(丸木) だったら、短期的と書けば良い。何故、「特定の大株主に利益を持っていくため」などと書くのか。それが間違っているとやっている。

第 5 号議案：以下の説明の後、議長が反対意見を述べ、採決し否決

(丸木) 我々は三戸前社長が社長であった時代から、資本コストを踏まえた経営計画を策定して実行して欲しいと言ってきた。今回の中計ではやっとそれを取り入れていただいた。

この提案の趣旨は、「当社として資本コストは何%だと考えている」とその計算根拠も含め明らかにして欲しいということ。当社の中計には「資本コストを踏まえて」と書いてあるが、それはいくらなのか。ROE の目標は 8%と言っているが、それは当社の株主資本コストを上回るものなのか、ということである。

第 6 号議案：以下の説明の後、議長が反対意見を述べ、採決し否決

(丸木) 純投資や政策保有目的で株式を保有しても、常識的に資本コスト以上のリターンが得られるはずがない。もし、純投資株式の運用益を投資家に享受させるのであれば、普通株式ではなく投資信託という仕組みを使うべき。当社株式の評価を下げている大きな理由の一つである。

政策保有株式についても、今までは、ガバナンスの観点から議論されてきた。すなわち、政策保有株主が居るとガバナンスが緩むとか、持合いで議決権が空洞化する、などと言われてきた。しかし、今後は、ESG の G だけではなく S の観点からも政策保有株式の保有は正当化できなくなるだろう。

まず、安定株主として保有している場合、当社の資産を株式発行会社の取締役の保身に協力するために使用していることになり、当社の取締役には当社の資産をそのような目的に使うに良いのかという疑義が生じる。

次に、取引の維持・円滑化を目的として保有している場合、株式保有により株式発行企業との取引という利益供与を得ていることになり、会社法違反の疑義がある。

そして、株式発行企業が株式保有を当社に強要する場合当社は被害者であるが、その行為の性質は独占禁止法で禁止されている優越的地位の濫用に類似しており、不当な行為と考えられる。

最後に、これは ESG ではなく、財務上の話だが、株価変動による評価損、自己資本の減少により、当社の事業とは関係ない財務上のリスクが高まる。

議長は時折後ろを振り返り、後ろに着席している人物と何か確認をしている。株主総会は議長の権限において議事進行されるはずだが、議長に対して指図をしている人物は何者なのか。

(岡田社長) 当社の職員であり、事務局の人間だ。議事の運営について適宜確認している。

以上